

四日市市旅館建築審査会の会議の運営等に関する要領

旅館建築審査会
平成25年10月4日

第1．目的

この要領は、市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例(昭和46年四日市市条例第31号。以下「条例」という。)市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例施行規則(昭和46年四日市市規則第27号)及び審議会等の会議公開に関する指針(平成11年3月15日制定)に基づき、旅館建築審査会(以下「審査会」という。)の会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2．会議の招集

会長(会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、職務代理者。以下同じ。)は、審査会の会議(以下「会議」という。)開催の日の7日前までに、開催の日時及び場所、議題その他必要な事項を示して、委員(臨時委員を含む。以下同じ。)に通知するものとする。ただし、緊急に開催する場合は、この限りでない。

第3．会議開催の事前公表

審査会の事務局(以下「事務局」という。)は、原則として会議開催の日の7日前までに、次に掲げる事項を四日市市ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。ただし、会議の全部を非公開とする場合又は緊急に開催する場合は、この限りでない。

- (1) 会議名
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴の定員
- (5) 傍聴手続きに係る特記事項
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他適当と認める事項

第4．会議の公開

- 1．会議は、原則として公開する。ただし、採決に係る部分は、非公開とする。
- 2．1 .のただし書きに定める場合のほか、会議の内容に四日市市情報公開条例(平成12年四日市市条例第63号)第7条第2項各号のいずれかに該当する情報が含まれる場合又は会議の公開により公正若しくは円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3．会議の全部又は一部を非公開とすることの決定は、第3に定める公表までに会長が行うものとする。ただし、会長が判断することが難しい場合は、会長は、その他の委員に意見を聴き決定することができる。

第5．傍聴の方法

- 1．事務局は、会議開始予定の30分前から傍聴の申込みの受付を開始し、傍聴申込書に必要事項を記入させるものとする。
- 2．会議の傍聴者（以下「傍聴者」という。）の定員は、原則5人とし、傍聴を希望する者が定員を超えた場合には、先着順により決定する。ただし、先着順による決定が難しい場合は、抽選によるものとする。
- 3．事務局は、会長の許可を得て、傍聴者に対し傍聴席への着席を指示するものとする。
- 4．傍聴者への配布資料は、事項書その他会長が適当と認めた資料とする。
- 5．会議の途中から非公開とするときは、議長は、傍聴者に対し速やかに退席をさせるものとする。
- 6．次に掲げる傍聴者に対し、議長は、傍聴を停止し、速やかに退席を命じる。
 - (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 発言、拍手等により議事に対する賛否を表明した者
 - (3) 写真撮影、録画、録音、携帯電話の通話等を行った者
 - (4) 無断で傍聴席を離れ、議長の指示に従わない者
 - (5) 飲食又は喫煙を行った者
 - (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、会議の進行を妨げ、又は妨げるおそれのある者

第6．会議録等の作成及び公表

- 1．事務局は、会議終了後速やかに、会議録及び次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成するものとする。
 - (1) 会議名
 - (2) 開催の日時及び場所
 - (3) 出席者数
 - (4) 公開・非公開の別（非公開とする場合は、その理由）
 - (5) 議題
 - (6) 審議内容及び結果
 - (7) 傍聴者数
- 2．会議録に記載する発言内容は、要約筆記を基本とし、発言者名は、会長、委員、事務局、処分庁等と表記する。
- 3．事務局は、議事要旨を四日市市ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。